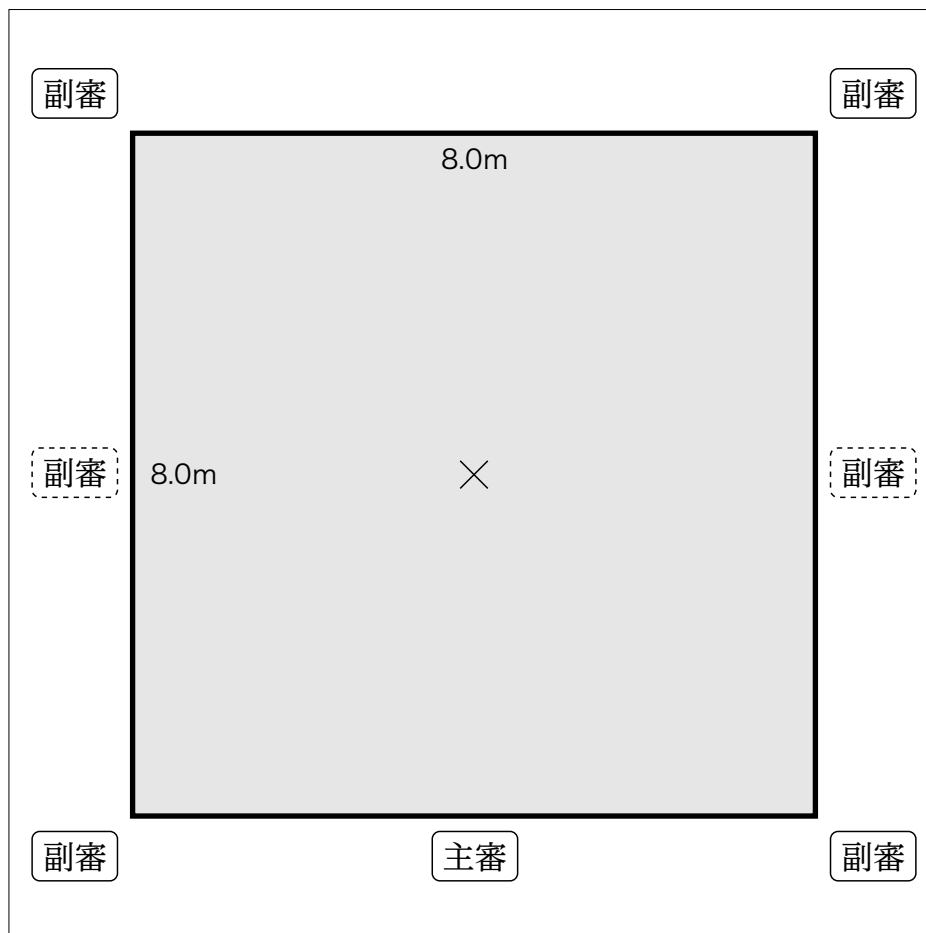


競技規程

【競技場】

第1条 競技場は、マット敷き又は平坦な板間とし、一辺が8mの正方形とする。



【服装】

第2条 競技者、監督、審判員は、次の各号に定められた服装を着用しなければならない。

- (1) 競技者は、白で無地の空手着を着用するものとする。ただし、古武道の競技者は、黒又は茶の空手着も認めるものとする。なお、袴の着用は認めない。
- (2) 空手着の左胸に限り、流派・会派章、国旗（沖縄県の県章を除く）、自国の紋章を付けることができ、それ以外の部分には一切の文字、紋章、ラベル等は付けてはならない。ただし、既に空手着に加工されているメーカーの商標ラベルはその限りでない。
- (3) 空手着の背面には、第1回沖縄空手少年少女世界大会大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が交付するナンバーカードを付けなければならない。
- (4) 男子は、空手着の下にTシャツ等を着用することはできない。女子は、白無地又は空手着の上着と同色で無地のTシャツを着用しなければならない。
- (5) 上着の長さは、ウエストで帯を締めたときで腿の中ほどまでのものとする。
- (6) 上着の袖の長さは、最長で手首までとし、肘から手首の間の中ほどより短くしてはならない。また、袖を表側に折り曲げたりしてはならない。折り曲げる場合は、裏側に折り縫い付けるものとする。
- (7) ズボンの長さは、少なくとも脛の3分の2を覆うほどの長さとし、最長でもくるぶしは隠れてはならない。裾を表側に折り曲げたりしてはならない。折り曲げる場合は、裏側に折り縫い付けるものとする。
- (8) 赤帯及び赤白帯は認めない（白帯は可）。

- (9) 眼鏡をかける場合は、落下しないよう処置しなければならない。
 - (10) アクセサリー（鉢巻き、ヘアクリップ、ミサンガ、ピアス等）は身に付けてはならない。ただし、髪を結ぶための控えめな色のゴムは認める。
 - (11) 負傷による包帯、留め金等は、医師の診断があり、かつ、実行委員会の許可を得た場合でなければ身につけることはできない。
 - (12) 監督は、競技の間、空手着を着用し、腕章をしなければならない。
 - (13) 審判員は、黒、濃紺系のブレザー、黒の室内靴及び靴下、グレー系のズボン、半袖の白 Y シャツを着用し、ネクタイは実行委員会が指定したものとする。
- 2 前項までの規定に従わない者は、出場資格を剥奪されることがある。

【競技の構成】

- 第 3 条** 競技は、少年少女Ⅰ、少年少女Ⅱ、少年少女Ⅲ、男子と女子別々の少年Ⅰ、少女Ⅰの 5 区分による型の個人競技とする。
- 2 競技は、首里・泊手系の部、那覇手系の部、上地流系の部、古武道（棒）の部の 4 部門で実施する。

【審判団】

- 第 4 条** 審判団は、審判長から指名された審判員 6 名（主審 1 名、副審 4 名、監査 1 名）又は 8 名（主審 1 名、副審 6 名、監査 1 名）で構成される。
- 2 審判長は、競技の円滑な運営を図るため、数名の記録員、告示員、掲示員等を任命することができる。

【競技の方法】

- 第 5 条** 競技は、得点方式で実施する。
- (1) 得点方式は、各競技者が型を演武し、審判団が示した得点によりその順位及び勝敗を決定する。
 - 2 県内予選は、次のとおり実施する。
 - (1) 1 回戦は得点方式により順位を決定し、その上位者のうち別で定める人数が 2 回戦に進むことができる。
 - (2) 2 回戦以降は得点方式のトーナメントとし、その上位者のうち別で定める人数が本大会に進むことができる。
 - 3 海外・県外予選は得点方式により順位を決定し、その上位者のうち別で定める人数が本大会に進むことができる。
 - 4 本大会は、得点方式のトーナメントとする。

【得点方式】

- 第 6 条** 得点方式においては、次の各号により各競技者の得点及び順位を決定する。
- (1) 各競技者の得点は、主審及び副審が表示した点数のうち最高点及び最低点を除いた合計点をその者の得点とする。
 - (2) 次戦進出の当落線上となる得点に複数の競技者が同点で並んだ場合には、当該競技者の得点に、前号で除かれた最低点を加算し、その合計点で順位を決定するものとする。それでもなお複数の競技者が同点で並ぶ場合には、前号で除かれた最高点をさらに加算し、その合計点で順位を決定するものとする。
 - (3) 前号において、さらに複数の競技者が同点で並ぶ場合には、当該競技者間で同点決勝演武を行い、前 2 号までの規定に基づき順位を決定するものとする。なお、この場合において、前に演武した型と同じ型を選択することはできない。
 - (4) 前号までの方法により、それでもなお複数の競技者が同点で並ぶ場合には、審判団の協議により順位を決定するものとする。
- 2 得点方式における競技の実施方法は、次のとおりとする。
- (1) 競技者は、競技場境界線に立ち、正面に一礼をした後、開始の位置につく。
 - (2) 開始位置についたら、一礼し、演武する型の名称を告げた後、演武を開始する。演武終了後は、一礼

した後、反転してから競技場を退出し、競技場境界線に立ち、審判員の判定を待つ。

(3) 主審及び副審は、主審の笛の合図に基づき、一斉に採点表を表示する。

(4) 告示員が得点を発表し、それが記録されたことを確認された後、主審及び副審は、主審の笛の合図に基づき、採点表を下ろす。

【型の選択】

第7条 各部門において演武する型は、実行委員会が認める沖縄空手・古武道の伝統的な型とし、次の中から選択するものとする。

- (1) 首里・泊手系の部：別表1
- (2) 那覇手系の部：別表2
- (3) 上地流系の部：別表3
- (4) 古武道（棒）の部：別表4

2 首里・泊手系の部、那覇手系の部及び上地流系の部において、少年少女I及び少年少女IIについては、連続して同じ型を演武することができる。少年少女III、少年I及び少女Iについては、県内予選の1回戦で演武した型は、次戦のトーナメント初戦で、また、県内予選及び海外・県外予選の最終演武において演武した型は、本大会のトーナメント初戦で選択することができるが、それ以外は連続して同じ型を演武することはできない。

3 古武道（棒）の部において、少年少女II及び少年少女IIIについては、連続して同じ型を演武することができる。少年I及び少女Iについては、県内予選の1回戦で演武した型は、次戦のトーナメント初戦で、また、県内予選及び海外・県外予選の最終演武において演武した型は、本大会のトーナメント初戦で選択することができるが、それ以外は連続して同じ型を演武することはできない。

【審判の基準】

第8条 審判は、別に定める審判基準に基づき評価を行う。

【その他】

第9条 古武道（棒）の部において、少年少女II及び少年少女IIIで使用する棒は、材質は木類（竹を除く）、形は丸形とし、長さは身長より10cm以上又は180cm以上、重さは制限がないものとする。少年I及び少女Iで使用する棒は、材質はカシヤコクタン等の硬木類、形は丸形とし、長さは身長より10cm以上又は180cm以上、重さは750g以上とする。

2 棒は、滑止めのための彫込みや重心移動のための鉄芯の埋込み等、いかなる細工も認めない。

3 選手は、事前に使用する棒の検査を受け、検査済を示すシールを貼付しなければならない。シールのない棒は、競技で使用することは認めない。

【補則】

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

別表 1 首里・泊手系の部

| No. | 型名 | 少年少女I | 少年少女II | 少年少女III | 少年I | 少女I |
|-----|----------------|-------|--------|---------|-----|-----|
| 1 | 普及型I | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 普及型II | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | ピンアン初段 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | ピンアン二段 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | ピンアン三段 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | ピンアン四段 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | ピンアン五段 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | ナイハンチ初段 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9 | ナイハンチ二段 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | ナイハンチ三段 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | アーナンクー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 12 | セーサン | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 13 | ワンスー(ワンシュー) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 14 | ワンカン | × | × | × | ○ | ○ |
| 15 | ローハイ | × | × | × | ○ | ○ |
| 16 | パッサイ | × | × | × | ○ | ○ |
| 17 | パッサイ大(松村のパッサイ) | × | × | × | ○ | ○ |
| 18 | パッサイ小(糸洲のパッサイ) | × | × | × | ○ | ○ |
| 19 | ソーチン | × | × | × | ○ | ○ |

※「○」は選択できる型、「×」は選択できない型。

別表 2 那覇手系の部

| No. | 型名 | 少年少女I | 少年少女II | 少年少女III | 少年I | 少女I |
|-----|----------------|-------|--------|---------|-----|-----|
| 1 | ゲキサイI | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ゲキサイII | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | サイファー | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | セーユンチン(セーエンチン) | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 5 | シソーチン | × | × | × | ○ | ○ |
| 6 | サンセーラー | × | × | × | ○ | ○ |
| 7 | セーパイ | × | × | × | ○ | ○ |

※「○」は選択できる型、「×」は選択できない型。

別表 3 上地流系の部

| No. | 型名 | 少年少女I | 少年少女II | 少年少女III | 少年I | 少女I |
|-----|-------|-------|--------|---------|-----|-----|
| 1 | カンシワ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | カンシュー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | セーチン | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | セーサン | × | × | × | ○ | ○ |

※「○」は選択できる型、「×」は選択できない型。

別表 4 古武道（棒）の部

| No. | 型名 | 少年少女II | 少年少女III | 少年I | 少女I |
|-----|--------|--------|---------|-----|-----|
| 1 | 大城の棍 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 朝雲の棍 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 周氏の棍 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 周氏の棍小 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 徳嶺の棍 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 公望の棍 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | カッシン棒 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 佐久川の棍 | × | × | ○ | ○ |
| 9 | 佐久川の棍小 | × | × | ○ | ○ |

※「○」は選択できる型、「×」は選択できない型。